

平成25年12月 5 日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長
滝川市教育委員会委員長

前 田 康 吉
若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成25年11月29日付け滝議第153号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	山 崎 猛
総務部次長	五十嵐 千夏雄
総務部ストックマネジメント推進課主幹	高 橋 一 美
総務部ストックマネジメント推進課主幹	田 中 嘉 樹
総務部ストックマネジメント推進課主査	高 橋 伸 明
総務部ストックマネジメント推進課主事	平 沼 由峰子

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部長	舘 敏 弘
教育部指導参事	四十九院 正満
教育部参事	庄 野 雅 洋
教育部教育支援課長	吉 川 修
教育部社会教育課主査	田 村 拓 也

(総務部総務課総務グループ)

第29回 総務文教常任委員会

H25.12.10 (火) 午後1時30分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《教育部》

（1）滝川市子どものいじめ防止対策条例（仮称）の素案について

（資 料）教育支援課

（2）石狩川河川敷パークゴルフ場市民説明会実施結果について

（資 料）社会教育課

《総務部》

（3）滝川市公共施設マネジメント計画（案）について

（資 料）ストックマネジメント推進課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第29回 総務文教常任委員会

H25. 12. 10 (火) 13 : 30～

第 一 委 員 会 室

開 会 13 : 30

委員 長 それでは、第29回総務文教常任委員会を開会いたします。連日続いて大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

委員動静報告

委員 長 本日の委員動静ですが、全員出席しております。委員外議員として清水議員、木下議員、窪之内議員の出席を許可します。それから、道新の傍聴及び一般の方の傍聴を許可します。

1. 所管からの報告事項について

委員 長 それでは、所管からの報告事項について、教育部、(1)、滝川市子どものいじめ防止対策条例(仮称)の素案について説明をお願いいたします。

(1) 滝川市子どものいじめ防止対策条例(仮称)の素案について

館 部 長 まず、滝川市子どものいじめ防止対策条例、仮称でございますが、素案についてのご説明をさせていただきます。

その前に、ご承知のとおり9月に国ではいじめ防止対策推進法が施行されました。これを受けまして、滝川市としては資料に記載してございますが、平成17年に江部乙でとうとい命を失ったということも含めまして、これまでいじめに関することについては一生懸命やってきたつもりでございます。今、推進法に基づきまして地方公共団体、鋭意検討を重ねているところではあります。滝川市といたしましては議員の皆様方にもいろいろご心配をいただきました素案が固まりましたので、総務文教常任委員会にご説明したいと考えてございます。いろいろご意見あるかと思います。今後早ければ来年の4月から施行という形で進めたいと考えてございますが、先ほども申し上げましたとおり、いろいろご意見を伺いながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

説明については吉川課長から申し上げます。

吉川課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わりました。

質疑ありますか。

渡 辺 概要版ということですが、本来、この条例はどれぐらいのものになるのか、1点目です。

2点目ですが、第三者機関とかパブリックコメントのメンバーとかいろいろあると思うのですが、パブリックコメントよりも第三者機関の人選、これをどこで決めるかによって結構検討する中身がいろいろある。だから、簡単に言えば教育委員会が人選して、あなた第三者機関になってくださいと、こうなると教育委員会は何かと検討の中身が変わってきては困るのではないかと。だから、その人選をするところが一体どこなのかということで、そこを特に強調しておきますので、明らかにしてください。

パブリックコメントも市民にどれぐらいのところでやるのか、この3点をお願いします。

吉川課長 概要についてはどれぐらいかということでございますけれども、本日配付資料

の中で条例の組み立てをイメージして総則からいじめ防止基本方針、それから学校のいじめ防止基本方針、ずっと所要事項を規定していきまして、全体的には先ほどの説明と重複しますけれども、30条ぐらいの条立てになると考えているところです。

それから、2点目の第三者機関についてでございますけれども、この条例でも触れてはいますが、国の推進法でも教育委員会の中に附属機関を置くことができるかと規定されております。したがって、私どもといたしましてはこの第三者機関の最も大事なところは、いじめの個別事案に対しても調査するわけですから、やはり利害関係がない中立公正な判断をいただける組織という位置づけにしておかなければならないと思っています。しかし、教育委員会に設置する附属機関ですから、法令の趣旨に沿って最も適切な方、やはり学識経験、心理とかいじめ問題に精通した教育の大学の教授とか、そういう方をお願いしていくのがいいだろうと今は考えております。

それから、人選についてはただいま申し上げたようなことで施行後に取り進めたいと思っています。パブリックコメントにつきましては、スケジュールにもお示ししているとおりホームページの活用や、ホームページだけはなかなか浸透しづらい部分がありますから、例えば公共施設などにも素案を置いてご意見をいただく機会、ファックスか何かでもいただくような方法とか、幅広く素案を知っていただく対応をとっていきたいと思っています。

委員長
渡 邊

ほかに質疑ありますか。

この仮称なのですけれども、子どものいじめ防止対策条例というのは、防止条例とはならないのですか。対策といたら、もう起きてから次の手を打つという感覚を受けるのですけれども、この点どうですか。

吉川課長

現在私が北海道教育委員会に訪問して情報をリサーチしたところ、道内ではまだ道と、それから市町村では知内町と滝川市で、知内町は既に制定しております。対策という名前が果たしてどうかということでございますけれども、仮称でこのようにさせていただいていますが、やはり起きてからの対応というイメージが強いというご意見ももっともだと思っています。ここで市民の皆様にも啓発したいのは、子供のいじめを未然に防ぐと、それからとにかく早く対処していじめ問題を克服するということもありますから、言葉、条例名についてはこの後もきちんと検討して社会全体でいじめのない社会にしていこうと、学校づくりをしていこうという趣旨に合うような名称にしていきたいと思っています。

渡 邊

こういう条例制定という方向で進むのは大変結構なのですが、全国的に見ても報道される範囲というのは、いじめまでにたどり着くというか、そういうところの判断というのが物すごく難しいのではないかと思います。公になればわかるのですけれども、それ以前の部分で先ほども言ったように未然に防ぎたいという部分があるのであれば、どこまでがいじめであって、どこまでがいじめでないのかという判断的な基準というか、そういうのはつくる予定なのですか。

吉川課長

どこまでがいじめかということに関しては、まず定義というのは非常に大事で、国の推奨で制定されています。子供の気持ちをまず第一に考えたいじめの訴えをきちんと聞き取って、実態把握をした上でいじめと認定すると定められております。そのような中でも今委員が申し上げたボーダー的なものというものを

どう判断するかというのは、学校現場でもいろいろないじめ問題に関しては、これは21年に本市が策定したマニュアルでございますけれども、これ以降、国や道からもいじめに関するマニュアルが多々出ておりまして、そこにもいろいろいじめに関することの定義とか、今の質疑のどれをどう判断してどう対処するかということも出ております。あくまでも基本は子供の訴えに沿って、子供に寄り添って判断していくということでございますので、その基本を忘れないで学校現場では取り組んでもらうように、条例はこれからつくりたいと思いますけれども、現状もそういうことで進めているところです。

渡 邊

どうしても新聞というか、そういう報道によるとやっぱり被害者という部分が大きくクローズアップされるのですけれども、最終的にこの第三者機関云々でなってしまうと、これらというのはあくまでも調査する段階、この時点でそのままだ報道、そこまでは行かないと思うのですけれども、今まで報道をされているのはどうしても隠蔽的な体質というか、教育委員会のそもそもの部分がどうしても覆いかぶさったような報道しか出てこないで、いつもたたかれると言ったら言葉は悪いですが、そんな状況の中で今回はこういうふうに第三者機関でやるというのは、当然情報の公開というか、そういうふうにしていくおつもりですか。

吉川課長

この第三者機関も今ご質疑のとおり、調査をした結果というのは必ずいじめの当事者、いじめられたほう、いじめたほう、双方の子供や保護者に情報提供するというのもきちんと推進法でも規定されておりますので、私たちもそのことはきちんとこの中で規定したいと思っています。

それから、前段ご質疑をいただいた、いじめがどうしても被害者中心となるということですが、最近は滝川市でも特段まだ表立ったものはないですが、全国の情勢を見ますとネットを通じたいじめ、これは被害者が気づかないうちに加害者のほうだけが広がりを見せるということも起きています。したがって、そういうネットのいじめなどにもきちんと対処して、被害者がまず訴えをしていなくても加害者をきちんと特定して指導をするというようなこともありますので、この条例ができてこれからどのまちないじめ問題に取り組むわけですが、いじめを小さな定義に考えないで幅広く対処していきたいと思っています。

委 員 長
柴 田

ほかに質疑ありますか。

これに取り組むことは大変重要なことなのですが、この条例を整備して、それで済むのかということになると、私はこの条例が特効薬ではないと思うのです。ただ、この条例に基づくそれぞれの組織の整備ですとか対応のマニュアル化等も含めて、きちんと末端までこういった意識を醸成させるための条例だということであれば、これもお題目にならずに済むとは思っています。ただ、問題は人的配置、これを条例にきちんとうたっていくのかどうなのか。スケジュールが裏に載っているのですが、いじめ対策組織準備ですとか、いわゆる管制塔ではだめだと思うのです。やはり現場の段階で本当に入り込んだ形で歯車を回していく作業が必要であると思うのです。それで、その後何年も同じように配置する必要はないけれども、当初歯車を回す上での人的配置を条例に基づかないと、予算措置等が非常に市役所内部の力関係に委ねられるということになると、条例そのものがもう骨抜きになってしまうというおそれがあるものですから、そのことについて教育委員会として今どう考えているのかお聞きしたい

吉川課長

と思います。

ただいまの質疑でございますけれども、素案の2ページをごらんいただきたい
と思います。中段に3番、基本施策として項を設けております。特に11番、ま
ず学校の視点、これは市教委の視点と分けて考えるとしましたら、やはり学校
におけるいじめ防止対策というのは、ここに大事な4点書いてありますけれど
も、いじめの情報を組織的にきちんと集めて、そして判断するということが、
これまでも学校内ということでは一緒なのですけれども、この条例によって組
織をちゃんとつくるのが義務づけられております。その組織には、学校の教
職員だけではだめですよということで推進法は書かれております。

では、外部の方はどういう方を入れるのかということになりますけれども、や
はり心理等の専門家を入れて、そしてきちんと校内の校長、ピラミッド組織だ
けで判断したりしてはだめですよということになっていますから、そこに専門
家が入るわけですが、心理の専門家、スクールカウンセラーですとかス
クールソーシャルワーカーというものが滝川市にも今現在配置しておりますか
ら、そういうものを学校組織の中に入れてきちんと判断していくということで、
スクールカウンセラーは今本市には1名採用しておりますから、その者が兼務
という形でいじめ事案にかかわるという方法も一つのことだと思っています。
そのようなことで、学校における現場対応もまずは真っ先に大事ですので、そ
のように取り組みたいと思っています。

それから、市教委の部分に関しましては、まず相談体制については、これま
でも電話やメールという形で教育支援課の支援専門員の配置ということで対応し
てまいりました。このことについては、引き続き継続したいと思っています。
それから、そのほかの人的対応という面では、繰り返しになりますが、
第三者機関を十分に活用して、ここに専門家等に入っていていただいて、その上
できちんと教育委員会が判断できるという機関づくりにしていく中で、ここにや
っぱり人的配置等も必要になってきますし、財政的な面といえはやはりいじめ
の件について市民への啓発、いじめに対して体系的に今度取り組んでいきます
とか、いじめは絶対に許されないということをもう少し子供たちに浸透できる
ような啓発手段、これは市教委も必要ですし、学校現場でも必要だと思ってい
ますので、そういうことにも取り組んでいきたいと思っています。

柴 田

今の説明でわかることはわかるのですけれども、やはり現状を一步も二歩も進
めていくための条例制定だと受けとめておりますので、今までスクールカウ
ンセラーなり、あるいは専門的な知識を有する方たちをお招きして助言する等
のことというのはこれまでもやってきているし、これまでの処方箋の延長上にある
ものだとは私は思っているのです。さっき課長がネットの話もしたのですが、こ
れは本当に一教育委員会で全てを行えるような作業量でもないでしょうし、こ
れはやはり専門的な民間の方のお力をおかりする、地元にもそういった企業
もありますから。ただ、そういったものを一つ一つ積み重ねていかないと、皆
さんが考えられている、あるいはこの条例にうたわれている基本的な精神を実
現するということは不可能だということをもっと強く訴える内容にしてほしい。
それでないと、単に条例制定に終わってしまうと、実績づくりだけが前に進ん
でいくというように思われますので、そういった意味ではそこら辺は教育委員
会のみならず、市長部局もしっかりと取り込む形で条例の中にそういった具体
性を持った中身を盛り込んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお

委員 長 願いいたします。

窪之内委員外議員 ほかに質疑ありますか。

委員 長 概要版で懲戒措置と出席停止の措置に関することについて伺いたいと思います。

委員 長 窪之内委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 窪之内委員外議員の質疑を認めます。2分以内でお願いします。

窪之内委員外議員 懲戒措置というのは、出席停止も懲戒措置の一つなのかなと思っているのですが、出席停止とは違う懲戒措置ということは具体的にどういうことを考えられているのかということと、刑事事件というのですか、そういうこととの関係で何か規定するようなことはあるのかどうかと、こういういじめた側への措置をした場合のその後の配慮というか、その後の対応についてはどのような形で規定をしていくのかということをお伺いしたいと思います。

四十九院指導参事 まず暴力的なものを伴う場合につきましては、これは明らかにいじめではあっても、それよりも先に暴力に対する対応が先に立ちますので、それについては警察等の関係機関と連絡をとりながら適切な措置をとると、これが原則になります。暴力を伴わない場合については、このいじめの規定をもって懲戒を加える、それから出席停止などを行うということがありますが、懲戒については現時点でも行える内容なのですが、その対策につきましては出席停止で明らかのように、なかなか現実的に行われていない状況がございます。ですから、これにつきましては文部科学省でも適切に行えるような形での整備を図るという形で出てきておりますので、こちらでもどのような形で具体的に行えるのかということについては、また調べまして進めていきたいと考えております。

窪之内委員外議員 それから、その後の対応につきましては、やはり教育的配慮ということが非常に優先されますので、現場ではやはり加害者であっても生徒であるということが前提に立ちますので、今後そのようなことがないということを前提とする状況が生まれるまで指導を続けるという形で粘り強く行っていくというのが現状ではないかと考えております。

窪之内委員外議員 その出席停止以外の懲戒というのは、どういったものがあるのかというのが1点と、3ページの21番の出席停止制度の適切な運用等の中の文章なのですが、いじめ加害者の保護者に出席停止の措置というのは、この文章だけを見ると何か保護者が出席停止されるような意味合いにとれるので、ちょっと文章を変えたほうが良いと思いますがいかがですか。この2点です。

吉川課長 まず、1点目の懲戒措置に当たるものはどのようなものがあるかということに関しては、文部科学省が事例として既に通知しております。例えば放課後に教室に残留させることですか、学習課題や清掃活動をその子に課すとかということを懲戒措置と呼んでおります。

それから、出席停止に関しましては、教育委員会が停止を決定することができる制度ですが、この出席停止を課すのは義務教育の制度の中では保護者に出席停止を課す決定を下して、実質上子供は出席できなくなるのですよという法体系を基本に置いた停止措置ということになります。一般的に、子供が学校に行けなくなるということで理解いただいて結構なのですが、措置はあくまでも保護者にするということが基本のスタイルになっておりますので、あえてこういうふうに書かせていただいています。

委員 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

(2)、石狩川河川敷パークゴルフ場市民説明会実施結果について説明をお願いいたします。

(2) 石狩川河川敷パークゴルフ場市民説明会実施結果について

庄野参事

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ありますか。

渡 辺

私と同じことを考えている市民が発言していました。石狩川の水害で土砂が30センチ、50センチと埋まったら、何億円とまたかかるのではないかと私はずっと思っていました。いいところを突いているなと思うのですが、そのときに先に設置する以上のお金がかかったらどうするのかと、今、異常気象の時代だから、そういうことを考えておかなければならないかと思うのですけれども、その点どう考えているか。

それから、もう一つは、ずっと言い続けている料金だけではとても大変な時期が来ると。すぐ来るというか、何年かで来るといつも言っているのですが、直売所、軽食、食堂というのですか、それらについては一切まだ考えないと、こういうことでもいいのですか。

庄野参事

水害の件につきましては、いろいろご心配もされているということはお聞きしておりました。過去に市民ゴルフ場やスカイパークはそれぞれ水害というようなことが何度か起こっております。その際には1週間程度の修復というのですか、復旧工事の取り組みの中で使用が回復をするというようなことがございます。また、石狩川の河川敷という同じようなことでは旭川のほうにもございます。そういうところも何度か、何年かに1度のそうした対応が出てきているということがございます。これもまた市民の皆様、あるいは管理をしている皆様の努力によって数日間で回復するというような状況にあるようでございます。とんでもない洪水でというようなお話でございますけれども、そこまでの想定は今現在しておりませんが、過去に起こった水害というようなこと例えば数週間、それぐらいの中で復旧させるということを今検討しているところでございます。

委員長

工事費とかの経費についてはどうですか。

庄野参事

復旧に関する経費がどれぐらいになるかというのは、今想定をしているものはございませんけれども、過去ゴルフ場等でかかった経費というのは一般的には流れてくるごみの撤去費ということになっていると思っております。料金的には積算はしておりません。

それと、食堂の関係でございますけれども、これも委員会の中でもご説明を申し上げましたけれども、河川敷ということでの制約がありますので、食堂というものの設置は難しいと考えておりますけれども、例えば大会等でいえばお弁当の発注、予約の受け付け、それから利用者の皆さんのお茶等の提供というようなこと、それから場合によっては皆さんで視察をされてきたルルマップですとか、一部ではキッチンカー的なものが商売になるということであれば、そういう車も営業として参入が可能ということもあるかと思っておりますので、利用の実態を見ていただきながらお弁当の対応あるいはファストフードの対応と、そういうものは可能ではないかなと考えております。ここでの食堂というものは、

委員長
副委員長

今の段階では検討してございません。

ほかに質疑ありますか。

このパークゴルフ場の関係で、我々議員会でも2カ所視察してきたのですが、どこの場所もやっぱり一つの経営というか、民間も含めて非常にユニークな経営にいろいろ取り組んでいると思っていたのですが、この滝川はいわゆる札幌圏とも違うし、中空知におけるお客さんがかなり多い。空知全体にもなるかもしれないけれども、そういう中でこの積算の仕方はどこからのお客さんを見るかということなのだ。私もパークゴルフの会の会長もやっているのですが、この試算の中でいわゆる外客として4割ぐらいを見ているということになったときに、意見がここにも出てきたのだけれども、市内と市外の差なのです。そこのところが物すごく微妙で、200円の差といったら、この管内ではちょっとない。それは、スケールメリットからいったら、72ホールだから、それぐらいの差があってもいいのではないかという感覚になるかもしれないけれども、これから来ていただいて何ぼの世界だから、そこのところを間違わないようにしてほしいのと、もう一つ、まちづくりセンターでいろいろな人に参加していただいて開催したようなのだけれども、空知川パークゴルフ同好会というのが1つ例があるのだけれども、実際にやっていらっしゃる方というか、同好会の人方、滝川には滝川パークゴルフ同好会かな、湯沢さんが会長をやっていたところとか、いろいろあると思うのだけれども、どの程度までこのご案内をしたのか、ただ来ていただいて意見を聞く会だったのか、そこのところをどういうスタイルでこの意見を聞いたのか、状況をもう少し話してください。

庄野参事

外客の割合ということで、市内、市外ということで見直しをさせていただいております。これにつきましては72ホールということがございます。そのスケールメリットということも少し勘案しながらということで、道内の滝川市と同じような状況、周りにパークゴルフ場が幾つかあって72ホールで運営をしているというところが皆さんも見えていただいた安平山パークゴルフ場などもそうなのですが、非常に地元よりも札幌、千歳あるいは苫小牧というようなところ、大体札幌から50キロちょっとぐらいの距離にあるパークゴルフ場の事例、あるいは三笠は非常に隣接したところの岩見沢あるいは美唄というところがございすけれども、そういうところとの格差、コースのよさというような部分で人を集めているということがございます。そうしたパークゴルフ場の状況も勘案しながら、10キロ圏、20キロ圏、30キロ圏という部分でどれぐらいの客が来られるかということ勘案しながら見直しをさせていただいて市外という区分けをさせていただいております。その料金の格差については、市民が500円で市外の方が700円という考え方ではなくて、もともと六百何十円ぐらいになると思うのですが、そういうところから市民の皆さんを何とかワンコインの中でおさめられないかというようなところで、半日市民の方については何とか500円の中でということで設定をさせていただきました。空知管内には54ホールというのが大きなところでございまして、あとのパークゴルフ場については36ホールあるいは27ホールという設定をされてございますので、そういうところと比較をして半日で見ただけであれば、半日4時間でございすので、54ホールあるいは状況によっては72ホールも回れるような時間帯になりますので、そういうところとの比較ということを考えていただければ決して高くはない料金かなと思っています。ただ、さまざまなご意見をいただいております。4時間

の設定が本当にいいのかどうか、それらをもう少し細かい区分という形で利用しやすい、そんな柔軟な対応ということもあり得るのかなと思っております。それから、まちづくりセンターでこういう形で開催しますということで道新、プレス空知、あるいはエフエムG's k yでご紹介をいただきながら集まっていたきました。この際には、パークゴルフ協会ということになりますけれども、それから江部乙のコスモスパークゴルフ協会、こちらにも直接ご連絡申し上げまして開催のご案内を差し上げたところでございます。たまたま空知川パークゴルフ同好会が会合があるということがございましたので、そちらのほうにも伺わせていただいてご説明をさせていただきました。また、市老連も会合があるということで、役員の方でございましたけれども、概要説明をさせていただいてご意見を伺ったというところでございます。

委員長
柴田

ほかに質疑ありますか。

ほかのパークゴルフ場を見させていただいて、今700円が高いとか安いとかというのは、もうこれは完成して芝の状態がどれほどよりよいものになっているかで、おのずと700円が高いか安いかは利用者が決めると思うのです。高いと思えば行かない、72ホールもこんないい芝の状態のところでは1日できるのだったら、また行きたいといえればこれは安くなってくると思うのです。そういう意味では、もう幾つか私も見せていただきましたが、芝の状態が悪いところで評判のいいパークゴルフ場はないというのは、これは間違いないものですから、なかなか養生期間がとれない計画になっているので、相当芝のほうの状況をしっかりとチェックしながら、700円払っても安かったと言えるようなコースづくりをしていただくことが一番重要なのかなと私は思っていますので、そこら辺をしっかりとやっていただければと思っております。どんないいコースをつくっても芝が悪かったら、誰も見向きもしないというようなことがよくわかりましたので、ぜひともそこら辺をお願いしたいと思っておりますがいかがですか。

庄野参事

ありがとうございます。市民の皆さんのご意見の中にもよい芝あるいはアンギュレーションのいいコース、おもしろいコースという、飽きないコースということの要望が非常に強いということがございます。そうした意見も踏まえて対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくまたご意見、ご指導のほどをお願い申し上げます。

委員長
木下委員外議員
委員長

ほかに質疑ありますか。

自動販売機の設置についてです。

木下委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長
木下委員外議員

木下委員外議員の質疑を認めます。2分以内でお願いします。

私もこの間2カ所議員会の視察で見させてもらったのですが、どこのパークゴルフ場も自動販売機で相当収益を上げておりました。滝川市も何台かは自動販売機を置く気はありますよね。そこだけお聞きします。

庄野参事

河川敷という制約がございましてけれども、電気は引っ張るという計画でありますので、自動販売機の設置は収入の中にもそうしたものも見込んでいるということでございますので、皆さん方にも精いっぱいご利用いただけるものをそろえたいと考えております。

委員長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
所管入れかえのため、若干休憩いたします。

休 憩 14:28
再 開 14:35

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次、総務部、(3)、滝川市公共施設マネジメント計画（案）について説明をお願いいたします。

(3) 滝川市公共施設マネジメント計画（案）について
(前回委員会で要求された別紙資料に基づき説明する。)

高橋主査 前回の委員会で説明は全部終わっておりますので、質疑をお受けいたします。
委員長 質疑ありますか。

柴 田 前回の資料要求により提出されたこの資料についてなのですが、間違はなく数字がひとり歩きしていくと思うのです。この数字に合わせる必要性の議論がなされていないままに数字が出されて、平均がこの数字だから、適切な床面積が何ぼであるということがそれぞれに語られてしまうおそれがあると思うのです。ですから、参考になる数字であることは承知しておりますし、今回総務文教常任委員会での視察をした自治体においてもこういった1人当たりの床面積というものを一つの指標として使っているということは理解するのだけれども、本当に市民が必要とする床面積はどの程度なのかというのは、実は積み上げ方式でやっていく必要がある。例えばスポーツ施設は、こういう優先順位をつけて、これは必須条件で整備しなければいけないから、1人当たりの面積はこの程度になるだろうとか、それらの積み上げが実はこれから将来に向けた滝川市の必要な公共施設の床面積になるということであれば私は非常に納得できるのですが、単純にこの数字が渡辺委員の資料要求で今回出てきたのですが、全道がこうなっている、3万から7万人がこの水準になっているから、滝川は9.05平米だからこれぐらい多いと、だからこれぐらい削る、6割方削らないとだめだと言っている議会関係者も実はいると聞いていますから、そういう発言を呼び込むようなことがあってはいけないと私は思うのです。それは、これから計画をつくって本当に必要な面積はこれなのですよということを市民に知らしめるという上では、もっと具体性を持った数字を全面に掲げていく必要があると私は思うのですが、そのことについて市側ではどう考えていますか。

高橋主査 今ご質疑、ご指摘をいただいたことについては、おっしゃるとおりかもしれません。私どもといたしまして、この文書上9.05は他市と比べて多いということの記載はありますけれども、市としての考え方といたしましては他の自治体より多いから何平米まで持っていくという考え方はしておりません。ほかのまちでは、確かに指標を用いて、ほかのまちと同様、または政令都市でも政令都市平均に持っていくとかやっているまちもあるかもしれません。私たちとしては今考えているのは、この1人当たりの面積が大きいから7までとか、そういう考え方をしているものではないということでございます。

柴 田 そうであるならば、やはり予断を与えるような表現であってはならないと思うのです。この数字を使うということは全然私は構わないと思うのです。ただ、中で非常に危機感をあおっている表現が散見されるので、そうではなくてももう少しちょっと落ちついた表現で記載をしていくという必要性があるのではないのか

と思います。確かに人口減少が続いて、どんどん老朽化が進展していくという現状において、危機感を持っていただくということはもちろん必要なのですが、それがこの床面積の比較で2.何倍あります、3倍ありますというような表現で、そんなにたくさんあるからそれを切るのかというような予断を与えるような表現は、やはりまだ素案の段階で用いるべきものではないと思います。具体的に例えばスポーツ施設の面積、全道がこんなに立派に整備されているのだけれども、滝川はこれだけしかないというようなことについては、それはやはり行政側で必要とされるものなのだからこれを整備していきますという表現の中で使うのはいいのだけれども、結局は面積ではないと思うのです。皆さん言っていることは、多分これから必要なユニバーサルデザインを導入するためには、必ずしもこれだけの大きな床面積を維持していくだけの財源が乏しいから、もっと優先度をしっかり見きわめて必要な政策を打てるように、それでこの公共施設の全体の維持計画の見直しをしていきたいと思いますというのが大きな目的なのだから、そのことをもっともっと前段にしっかりと掲げて、何かこれだったら単純に、父さんの小遣いを削るのに、あなた、たばこをやめなさい、お酒をやめなさいと言っているような前段に聞こえてしまうので、そうではなくて目的があるのだと、うちは今のアパートを出て新しい住宅を建てると、小さいけれども、新しい住宅を建てるために今しっかりと我慢して節約するのだ、必要ではないものは削っていくのだということが伝わるような表現を前段はきちんと持っていくべきだと私は感じたので、そこら辺は五十嵐次長、どう思いますか。

五十嵐部次長

非常によくわかりました。私どもの考え方としましては、この案のつくりとしまして、まず第1章でなぜ今公共施設が問題なのかという中で、滝川市の公共施設の現状というものをまず調べたものを市民の皆様に提供すると。その中でそのようないろんな指標を使って多いということをもっと認識してもらい、その上で、今回後半で提案をしているような中身で市民の皆さんと協議に入りたいという、そういった考え方でこの案をつくりました。その中で柴田委員がおっしゃるとおり数字がひとり歩きして、例えば9.05が多いから全道平均の7平米にしましょうとか、あるいは3割しか維持できないので、7割は削減しましょうとか、数値をそういった指標に使う気持ちは全くありません。そういったことが誤解されるような今ご意見ありましたので、その辺はこの素案から案にする段階で市民にわかりやすくもっと違った書き方で説明したいと考えております。

委員長
渡 辺

ほかに質疑ありますか。

マネジメント計画の方針とかを読ませていただきましたが、10年程度、集中的に公共施設を可能な限り削減するという、その方針だということがわかりました。その中でも実は大前提になるのは昨日も討論したとおりで、この目のつけ方が総合福祉センターの例、そして後ほど質疑しますが、コミュニティ施設、この2つをとっただけでも、つまり市民の一番大事にしているというか、一番日常的に会合やいろんなことが行われているところに目をつけているというところは、極めて最悪の計画でないかと今から言っておきます。その辺は、もう十分直していただきたいと思いますということでただいまから質疑に入ります。

1点目、15ページに未利用施設あるいは暫定施設というのがあります。こういうものを残しておいて先ほどの平米や床面積の計算に算出をして、滝川市は実

は多いのだという論理に使うと。そうではなく、この26施設は速やかに解消、先にそんなコミュニティ施設のことを言うよりもこういうところをきちんと始末してからでなかったら、前田市政も危うくなると、こういう大きな問題を抱えていると思う。町内会とか市民の一番大事なところが削られるということはとんでもない。したがって、この未利用施設、暫定施設の保守点検の費用、毎年の草刈りとか、屋根の雪おろしとか、最低限でも何かと必要ですが、これはどのようなになっているのかお聞きします。

2点目は、20、21ページ、複合化のイメージということで、小学校を改修してコミュニティの複合施設、これは札幌にもあります、大通のあの小学校のような。基本ができていないうちにコミュニティ施設をなくすために小学校を改築して、そこに老人や市民や町内会に利用させるという、そういう単純なことではだめだと思う。ちゃんと小学校とか、中学校、あるいは幼稚園とか、保育所、そういう教育がどのようにその施設で行うのかという、その根本をなくして単純にコミュニティ施設をなくすための小学校の複合化といういいかげんなことではだめなので、しっかりと教育委員会などと十分話し合って、そういう基本ができていない中で施設だけちょっとコミュニティにしようというのはおかしいのではないかと思います、その考え方、現在のことでいいのですが、お伺いします。

次、24、25ページですが、24ページの表、説明で上段、中段、下段というようなことがあります。その下段、施設に係る経費についてどうもわかりにくい。市の委託料とか、それから支出では施設の修理費が出ているとか、そういう収入、支出がいろいろあると思うのですが、この計算のときの収入にかかわることはどのようにして計算されているのか、ちょっとその辺をご説明ください。32、33ページに行きます。丸加高原伝習館のことが観光関連施設であるのですが、方針がだんだんと出てきているそうですが、ここのところだけでお聞きします。丸加高原伝習館は24年度から休んで、補修費として毎年2,200万円程度。ただ、こういうところを本当に利用もしないで無駄金でないでしょうか。こういうことをやっていてコミュニティセンターを潰そうというマネジメント計画はとんでもないと思うのです。そういう意味で、丸加高原伝習館がどういうよりもその早期決着、この必要があると思うのですが、現時点ではいかがでしょうか。

5点目、35ページの施設の延べ床面積と施設に係る経費ということで、先ほどの質疑にも関係があるかもしれませんが、この経費は、収入、入場料とかそういうものがあるはずですが、その詳細がどのように計算されてその金額になっているのかということです。例えば文化センターやたきかわホールのところ、それをご説明ください。

6点目、38ページ、市民に説明するときにファシリティーマネジメントとか横文字、これは不親切ではないかと思うのですが、これらを直してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

7点目、39ページ、マネジメント計画の(1)の一番上からです。行政が施設を運営する必要性が低下した施設については積極的に財産処分を行いますとありますが、そのとおりだと思うのです。市民会館などの使わないものを積極的に処分をしないでこれらを保存しておいて、コミュニティセンターに目をつけるというのは全く逆で、私はそんな姿勢というのはないと思っています。そう

いう意味で本当に不要なものから、必要性が低下したというそのところが本気なのかどうか。そうではなくて、やりやすいところからやるというようなことにならないかどうか。

最後、40から41ページです。また未利用、暫定施設ですが、これらの施設の処分こそマネジメントの計画の第一にやらなければならないことではないかと思いますので、先ほどから申し上げています地域や町内会で重宝している地域コミュニティ施設を維持する方針、これは絶対に持っていかなかったら、それらを小学校に統合するというのはとんでもないことだと思っていますが、この見解を伺う。何回も同じことを言っていますが、そのところも未利用施設、暫定施設をいつまでにどれぐらい解消してということでそこを述べてください。以上、大きく8点をお願いします。

高橋主査

今8つのご質疑の中で、私から何点が答弁させていただきます。

まず、計画の大前提としまして、コミュニティを最初にやろうというお話ではなく、9つの分野別の方針、計画については並行して進めていくものでございます。

それで、1つ目のご質疑にありました未利用施設を残しておいてということで、これは恐らく8つ目の質疑と同じ趣旨かなと思いますが、こちらについては、まずは書いてあるとおりなのですが、必要な方がいらっしゃったら、その方に積極的に譲渡、無償貸与も含めましてご利用いただくことを前提にしております。その後、建物が本当に使用に耐えないような状況になったときには、これも財源的な問題はございますが、今地方財政法の改正、また総務省でも検討されておりますが、除却のための特例債というものを活用した上でこういったものは積極的に除却をしていくという方向で考えております。

それから、2つ目にご質疑のありました学校施設の関係でございます。これは、もちろんこの先関係する方、老人クラブの方もそうですし、学校関係の方、施設利用者の方、そういった方々ともこれからいろんな協議の場を持ちます。持った上で皆さんで望まれる姿ってどんなものなのかということのをイメージ、具体化していったら、それで学校に必要な改修については加えながら進めていきたいということで、これはこれから皆さんといろいろ議論をした上で進めさせていただきたいと考えているものです。

それと、先に5番目の文化施設についての施設に係る経費の関係でございます。これについて、ここに書いてある施設に係る経費というのは歳入を全く見込んでいない施設にかかった決算でございます。最終の決算でございます。収入の関係については、37ページで若干触れておりますけれども、コストと使用料の関係というのはこういうことで関係性が出ているということで、歳入について具体的な数字を明示しているところは実はないということでございます。

それから、6点目にありました38ページのファシリティーマネジメントという言葉でございます。これは、先日の厚生常任委員会でもご意見をいただきました。ちょっと前のほうでファシリティーマネジメントの用語解説もありますけれども、今回パブリックコメント等々で公共施設に配置させていただいているマネジメント計画には用語解説表というのを1枚別途つけております。そちらを並行してごらんいただきながら、また成案になったときもご丁寧にももう少しわかりやすく用語解説も加えながらしていきたいと思っております。

それから、7点目の行政が運営する必要性が低下した施設のところも同様です

けれども、市民会館を初めとして引き続きこういったものを譲渡または民間運営を目指して進めていきたいと考えております。

高橋主幹

4番目で伝習館が休んで今補修をしているということでご質疑があったのですが、伝習館についてはPPPを導入するということでマネジメント計画の中では記載をさせていただいております。現在経済部で活用についての公募を行っているような状態でございますので、その状況を見ていきたいと判断しております。

高橋主査

3点目にご質疑いただきましたコミュニティ施設の施設に係る経費についてでございますが、この経費の中には大きな修繕は入っておりません。また、収入については文化施設同様に歳入についての1個1個の数字は明記されていなくて、コストと利用料の関係の中で示しているということでございます。

渡 辺

わかりましたが、各コミュニティセンターは小学校へという図面や写真までご丁寧にあるから、誰が見てもこれは絶対推進するのだということになると思うのです。そんな討議資料ぐらいではないような感覚に受け取るのではないですか。これは、さっきから言っているとおりのお答えもちょっとあったのですが、大きな滝川市の方針、教育施設あるいは教育制度、小学校、中学校、高校、幼稚園、保育所、そういうものをどうするかというものがなくてこんなことを提案するのは、やっぱり単純建物だけではまずいと思っています。だから、これはやり直してもらいたいぐらいで、パブリックコメントに出す前の討議資料にならないと思っていますが、いかがですか。

五十嵐部次長

コミュニティ施設を小学校に統合するというようなお話ですけども、そもそもは一昨年都市計画マスタープランというものを策定してございます。この中に基本理念としまして、市民がつくる北のエコ・コンパクトシティたきかわということで、この都市マスというのはコンパクトシティをつくるというのを大方針にして進めているわけですけども、この中のコミュニティのところの記載の中でコミュニティ街区については小学校区を基準として設定すると、そしてコミュニティ拠点については原則として小学校を含むエリアを設定し、その周辺に地域活動の拠点施設等を集約すると、この都市計画マスタープランの中で方向性が示されております。これに基づきまして、今回この公共施設マネジメント計画の中で都市マスの大方針に沿った形であるべき姿をお示ししたということでございます。これにつきましては、先ほどから説明しているとおり今後この計画が策定されましたら、この方針に従って教育委員会あるいは地域の方々、使用している方々、もちろん小学校の職員の方々、そういった方々と協議をしながら課題等を上げながら、その課題が改善できるのか、そういったことも含めて協議をしながら進めていきたいということでございます。書いてあるから是が非ともやるということではなくて、これから調整をしながら進めていきたいということでございます。

委員 長

渡 辺

ほかに質疑ありますか。

近々な課題ということでこういう計画が上がってきたということを十分理解したいと思います。そういう中で、都市マスの話も出ました。基本的には、滝川市の総合計画がベースという考えのもとにこういうふうに進んでいると思うのですけれども、どの計画があるから、こうだからというのではなく、やはり一定のストックマネジメント推進課ができたということで、この件に関してはそれらを参考意見にしながらやっぱり独自のものでやるべきものだと思います。

先ほど渡辺精郎委員の質疑にもありましたが、未使用、未利用の施設があると。これらの数量を抜いた床面積の総量というのは把握して、その場合に今度市民当たりに換算したら幾らになるのか伺います。

それと、いろんな計画の中で出ていますけれども、地域別、分野別という関係、また校区という関係で出ていました。分野別は確かに都市マスの中でもあるのですけれども、これというのはゾーンで引いている部分が多いのです。教育、文化とか、そういう機能的な部分を含んだゾーンでやると、これはここだよという、ただそこにあるからそれが適切かというのはまた置いておいて、そういうことの発想で始まっていると。今回この分野別だったか校区別で出しているもの、小学校校区で出しています。そこにも複数の施設がいっぱいあったりなかったりという状況の中で、その校区別でいったらどれくらいの施設でその人口とか利用形態も含めて本当の適切な数というか、そこまで把握する必要があるのではないかと思います。その点の考え方を伺います。

あと、何回も言うのですが、地域別がいろんな分け方をしているのですけれども、私的に国道12号を東西南北という形のゾーンの引き方、こういう場合にしたときにどういような、1丁目あたりぐらいから北、その下を南、東、西とした場合に、その人口の割合からどれだけの施設が必要だというほうがまだシビアに出るのではないかと。小学校の校区でやるよりはどうかという、ちょっと私的な意見ですが、その点にもし波及できればお伺いします。

高橋主査

1点目の未利用施設については、今手元にデータがございません。38万平米からこの未利用、暫定施設を引いた面積になるということになります。

それで、2点目の地域別の関係でございますが、小学校校区別で適切な数についてという考え方なのですが、私たちはまずマネジメント計画の基本的な考え方として第3章の18ページにございますが、1つの考え方として3階層による考え方を持っております。市内に1戸しかない全市的施設並びに小学校区にある第2階層の施設、それと小学校区以上にある施設についての3つの階層に分けてまして、ここにも記載のあるとおりなのですが、第1階層の施設というのは地域別の見方はしませんけれども、これらについては長寿命化して大事に使っていかうという考え方でございまして、第2階層にある小学校、この建物を先ほどのからのおり皆さんで考えながら有効に使っていかうと。小学校区以上にある第3階層となるコミュニティセンター等々をいわゆる第2階層のほうに移していこうというような趣旨での考え方となっております、小学校校区別で適切な施設の数というのは特段考えているものではございません。また、東西南北でやるという考え方については今私たちも初めて聞いた考えで、ちょっと考えたことがなかったのですが、これについてはまた検討もさせていただきたいと思いますが、今回は都市計画マスタープランに基づいた小学校区ごとの地域別計画になっているということでございます。

渡 邊

スケジュールの関係なのだけれども、はっきりもうわかっているのは何年後にこれをやるというのは確かに載っています。ただ、何もない漠然と破線で10年まで引っ張っているという部分が見られる。これの捉え方というのは、その施設にPPPの導入を検討するという事で、10年間引っ張っていくと。もし仮に経常的なことを考えていくのだったら、早急に進めるべきというか、導入するというか、であればこういう破線にならず、実線にして何年までという示し方をもうちょっと検討すべきでないのかと思うのですが、いかがでしょ

高橋主査

うか。

ただいまご質疑いただいたとおり、私たちとしても早急に手をつけられるところは早急に手をつけていきたいと思っておりますし、できることから、取り組めることから順次取り組んでいきたいという考えでございます。私たちとしても一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

渡 邊

これって本当にやらなければ、滝川市は大変厳しい状況になっていきます。ですから、この計画が方針から計画になって案がとれば、ストックマネジメント推進課でもうちょっと鮮明なビジョンを描いてもらいたい。それが市民に対するPRになると思うので、その点も頭の隅に入れておいてください。

委 員 長

ほかに質疑ありますか。

柴 田

私は、将来に向けたこの計画は、本当に滝川市のこれからのまちづくりにあっては必要不可欠な計画づくりであると思っています。たとえコミュニティ施設の再編整備があろうとも私は必要なことだと思っています。そもそも渡辺精郎委員がおっしゃっているようなコミュニティ施設を行政が支援していくということ自体、その根本が私は理解できない実は一人なのです。非常に厳しい言い方かもしれませんが、この計画書の滝川第二小学校地区の表を見て、北地区コミュニティセンター、北滝の川地区福祉会館、三世代交流センター北地区分館と3つあるのです。ここの昼間人口は非常に多いわけなのですが、それにしてもこの3つを公共が担う必要性を私は感じていないのです。なぜそう言うかということ、我々の町内会、実は二黄会館という自前の会館を持っていて全て自主運営している。除雪、もちろん電気料その他もろもろ全て町内会の自主運営で行っているというところなのです。逆に言えば、そういった自助努力をしている町内会がある一方で、公的扶助のもとで町内会等がそういった会館を利用しているという状況は、多分うちの町内会の人間はほかの現状をわかっていないと思うのです。そういうこととなると、やはり不公平感が生まれてくると。かといって、私は全面的に全て要らないのではないかとやっているわけではなくて、やはりこれからの時代、将来世代にツケを残さないがための公共施設のあり方ということはこの計画でしっかり議論していかなければいけない。もっと骨太で豊かな発想で、そしてこの公共施設の再編整備をしていかなければいけないという立場なのです。そういった意味では、我が村の会館は絶対にこれは廃止なんてもってのほかだという議論ではなくて、この機能をどういった形で新たな機能を持たせるかということを実地に各地域、町内会、住民が考える機会としてこの計画をしっかり説明していく必要があると思うのです。それで申し上げるのですが、はっきり言って先ほど来渡辺精郎委員はコミュニティ施設、コミュニティ施設と言っているのですが、どうせ面積割りしているのであれば、その各町内というのか、各小学校区の公民館の1人当たりの床面積ですとか、そういった細かい数字も逆に参考資料として提示していく必要性があるのではないのか。ですから、例えばうちの町内でいえばこの第二小学校に集約化されたほうが便利なのです。北滝の川地区福祉会館も北地区コミュニティセンターも、それから三世代交流センター北地区分館も本当に遠い、全く公共施設のない地域なのです。ただ、体育センターですとか、そういったスポーツ施設は集中的に配置されているけれども、コミュニティ機能は会館だけだということなのです。ですから、会館の稼働率も非常に高いという現状があるのです。先ほど来全然議論されていないのが稼働率なのです。どれだけ利用

されているかということのをこれもしっかり市民の皆さんがわかりやすい形で目にする、そういった資料づくりも必要になってくると。今は素案ですから、そこまでのものにはなっていないのですが、そういう視覚に訴えるという計画づくりも当然必要だと思いますので、そのことについて素案に盛り込む考え方があるのかお伺いをしておきたいと思います。

高橋主査

まず、施設の稼働率についてなのですが、9ページ及び25ページとか29ページなどに掲載があるのですけれども、地域ごとのコミュニティ施設について地域における人口で割り返したらどうなのかという資料について我々も少し検討させていただきまして、地域別計画の中で少し視覚的にわかりやすく表現をさせていただきたいと考えています。

柴 田

それと、もう一つ、今ここで話ししていたのですが、農村部も実は自分たちの会館でやっているわけです。それも非常に少ない住民の数でかなりの負担をしながらやっているという現状があるのです。そういったことになると、総合計画でもマスタープランでもいいですけれども、コンパクトシティにすることによってそういった地域がある程度サービスの制約を受ける中で自主的努力で今まで会館運営も含めて建設も含めてやってきたという事実がある以上は、やはりそういった不公平感のないような計画づくりという意味では今のこの現状のベースをしっかりとたたき台として市民に知らしめていく必要があると思うのです。ですから、そのための資料づくりをしっかりやってほしいということをお願いしたいと思います。

委 員 長

ほかに質疑ありますか。

渡 邊

この推進会議とか、検討会議の議事録はホームページにアップされているのか。

高橋主査

はい。

渡 邊

それであればよろしいです。

委 員 長

ほかに質疑ありますか。

副委員長

公共施設マネジメントとファシリティーマネジメントとどう違うのですか。

高橋主査

まず、ファシリティーマネジメントという言葉なのですが、こちらは若干説明いたしますとアメリカで生まれた経営管理方式で、民間でもよく取り入れられていますが、少ないコストで最大の効果が出せるように土地や建物の使用や維持をしていくこと、我々滝川市においてもこれを導入するというのは、これまで施設管理というのは所管ごと、施設ごとに管理をしてきたもので、また施設の修繕についても壊れてから直すといったことをやってきておりました。これら民間等々、また先進の自治体の事例を見ますと、こういった施設を横串を入れまして一元管理をする、また長寿命化ということで壊れる前に手を加えていく、いわゆる人間の健康と同じですけれども、予防保全型の施設の管理を取り入れていく。そういったことによって、より効率的で効果的、経済的な施設維持ができるということでございますので、そういったことを取り組んでいくというのがファシリティーマネジメントでございます。私たちの公共施設マネジメントというのは、そういった意味も含めまして公共施設を質や量、コストの面から最適な形にしていきたいということで全体像を描いたのが公共施設マネジメントと考えております。

副委員長

その訳し方の問題で、ファシリティーといったら公共施設ではないのか。この解説を見たらわかるけれども、余り横文字にしたら市民はわからない。

高橋主査

まず、最初におっしゃられました公共施設マネジメントとファシリティーマネ

ジメントは同じものかということなのですが、ファシリティーマネジメントについては私たちは公共施設マネジメントのその一部と考えております。ファシリティーというのは、いわゆる業務用の不動産のことを指しております。公共施設マネジメントの一部としてファシリティーマネジメントを導入するという考え方でありますが、確かに昨日の厚生常任委員会、また本日もご指摘いただきました。用語解説ということで、できるだけわかりやすい日本語に直したものを作成をして今回マネジメント計画の素案、パブリックコメントの中で添付はしておりますけれども、今後成案にするに当たりまして改めましてわかりやすく表現を工夫しながらまとめていきたいと考えております。

委員長
清水委員外議員

ほかに質疑ありますか。

数字の分析の仕方、パブリックコメントで出した資料について、公共施設9分類の中の分類基準、それと、類似施設の関係についてです。

委員長

清水委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長
清水委員外議員

清水委員外議員の質疑を認めます。2分以内でお願いします。

まず、1点目は、資料要求されて提出した資料で7.95平米というのが出てきたのです。7.95平米は東洋大学の資料だと。物事を比較するときは、社会科学でも自然科学でも同じ条件で比較するというのが大前提なのです。この数字だけ滝川市でつくった数字でほかは東洋大学、これは常識を欠いた分析の仕方ではないかということで、こういうやり方はすべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、きのう総合福祉センターはこれに入っていないと言ったのだけれども、清掃センターだとか開基100年記念塔だとか、そういったものは廃止して、全然使えない施設なわけだから、これはどういうことで載せているのか。

3点目は、パブリックコメントで、これは柴田委員が杞憂されていたことがまさに2ページしか説明がないのに、まずどんとキャラクターが話す形で圧倒的に平均値を上回っていますと。将来公共施設にこれだけお金がかかると予想され、そして、1,229億円借りていると。ひとり歩きなんていうものではない。だから、先ほどの答弁でこういったものを是正するのはいいのだけれども、すぐにパブリックコメントの資料の差し替えが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

最後、類似施設との比較なのだけれども、今回の資料で恵庭とか北広島を含めているのです。これを入れると、確かに滝川は公共施設が多い。だけれども、その下の人口密度の低い、あるいは地価の低い町と比較すると、そういうことなので、比較の仕方について伺います。

高橋主幹

まず、1番目の比較の部分でございますけれども、これについては清水議員のおっしゃるとおりという部分があるのは間違いないと思いますが、私どもがここで使っている数字というのは、6ページのグラフがございます。昭和48年に3.29平米という、これは公有財産表プラス市立病院の面積なのですが、この面積が平成23年には9.05平米、1人当たりになっているということをお示しをしたいということから、この9.05平米というのを使わせていただいております。ここの下段でこれを全道26市でありますとか全国981市区町村と比較をしているという部分については、これを比較しようという文脈ではないのですが、明らかにそういうふうに見えます。そこについては、今パブコメをやった中で全

体を見直す中で一部是正をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

高橋主査

2点目にご質疑のありました総合福祉センターの関係でございます。現在この計画上は廃止の方向でという記載がなかったのですが、確かに議員の言われたとおりこの中に未利用、暫定施設等々も載っていますので、4月以降廃止が決定した後にこのマネジメントについて、この施設のあり方について改めて検討させていただきたいと考えております。

五十嵐部次長

パブコメの資料の差し替えについてですけれども、これにつきましても先ほど柴田委員のご質疑にお答えしたとおりの考えで、まず現状を知ってもらうということで今パブコメをやっているのですけれども、その参考資料としてまとめたものです。その考え方は変わらないのですけれども、お二人の委員からもご意見がございましたので、誤解を与えるような読まれ方をする可能性もありますので、早急に検討して対応したいと。回収も含めて検討したいと思います。

高橋主査

最後、本日の資料の公共施設の床面積の資料の関係でございますが、あくまでも計画上にありますとおり、今回は道内の人口3万人から7万人のまちとの比較ということで、まちの面積等々についての比較は今回東洋大学も行っておりませんので、こちらの資料をそのまま使わせていただいたということでございます。

委 員 長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委 員 長

2、その他についてですが、委員から何かありますか。

(なしの声あり)

委 員 長

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委 員 長

3、次回委員会の日程については正副委員長に一任いただきたいと思います、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

それでは、以上で第29回総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 15:36